

緊急事態宣言も2ヶ月目になりましたが、気を緩めること無く日本語教育機関6団体は結束して、主にメールと電話による要望活動をギリギリまで行いました。専門学校独自の要望にも気持ち良く他団体の協力を得て実現することが出来ました。

6団体からの要望ということで、議員の先生方も委員会、閣議、国会の場で強力にご発言下さり、日本語教育機関で学ぶ留学生全員に10万円～20万円が受けられること等が決定しました。

◆ 日本語教育6団体での政府への要望経過報告

政府が緊急支援を策定している時にタイミングよく要望書を提出することができ、お電話で理由説明と切羽詰まった日本語教育の実情と留学生の問題点を強く訴え、先生方に大きな成果を出していただきました。

要望書の提出先：

岸田文雄政務調査会長（衆・自）、木原誠二政務調査副会長（衆・自）、
萩生田光一文部科学大臣（衆・自）、片山さつき総務会長代理（参・自）、
山下貴司元法務大臣（衆・自）、西田実仁参議院会長（参・公）、

日本語教育推進議員連盟

河村建夫会長（衆・自）、中川正春会長代行（衆・立）、
浮島智子副幹事長（衆・公）、里見隆治事務局次長（参・公）、
石橋通宏事務局次長（参・立）

要望結果：

1. 日本語教育機関在籍留学生全員に10万円の特別定額給付金（総務省）
住民基本台帳に記載されている学生が対象。
2. 修学継続が困難になった留学生に20万円の支援金（5月19日閣議決定）
3. オンライン授業に係る設備投資支援
複数の電気通信事業者に、日本語教育機関においても学生が携帯電話の通信容量制限等について特別な通信サービスを受けて遠隔授業を受けられることになった。

4. 専門学校日本語教育課程への支援策（過去専門学校が対象になったこと無）

設置形態		学校法人・ 準学校法人
学校種		専修学校 各種学校
事業・ 制度名	日本政策金融公庫・国民生活事業による融資制度 （新型コロナウイルス特別貸付）無利子・無担保	○
	商工組合中央金庫による融資制度（危機対応融資） ※中小企業等協同組合など商工中金の株主になっている組 合に加盟している方が対象	○
	持続化給付金 100万円～200万円	○
	雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（雇用関係にあ る労働者の休業等が対象）	○

※支援を受ける各学校が詳細を確認してください。

5. 在留資格認定証明書

要望により在留資格認定証明書の有効期限が通常3ヶ月間のところを当
面の間6ヶ月間となりましたが、専門学校は6ヶ月間では10月期生の入
学の有効期限が過ぎてしまうので、再度9ヶ月もしくは1年間の延長を要
望していきます。

現在は10月期生に関して在留資格認定証明書交付申請書と受入機関な
どが作成した理由書のみをもって審査するということになりましたが、審
査に1ヶ月以上かかる可能性があります。入管庁は通常よりは迅速に処理
するという表現にとどまっております。

査証の取り扱いについては緩和策と、外務省・入管庁などに対して現場サ
イドへの方針徹底を依頼する。

◆ 第2回 日本語教育6団体オンライン会議を開催

5月14日(木) 6団体として引き続き政府へ
の要望を進めるためにオンライン会議を開催し、
深堀会長、池田監事、連携会員からは江副隆秀全
学日協代表理事、香川順子全学日協理事が出席し、
事務局として加藤副事務局長が視聴しました。

<他の4団体 出席者>

- ・日本語教育振興協会 佐藤次郎理事長、
加藤早苗理事、中西郁太郎評議員



- ・全国日本語学校連合会 長岡博司副理事長
- ・日本語学校ネットワーク 大日向和知夫代表理事、谷一郎副代表理事
- ・全国各種学校日本語教育協会 吉岡正毅理事長、新井時賛副理事長、
永井早希子副理事長、森下明子理事

この会議で今回の要望活動の成果と今後の要望活動の取りまとめを行い、引き続き次のことを要望していきます。



今後の要望検討事項：

1. 一時帰国中に在留期限が過ぎてしまう学生への配慮
法務省からの回答では在留資格認定証明書の交付申請が必要だが、一時帰国中であっても在留期間更新を可能にする等の配慮。
2. 4月期生の在留資格認定証明書の有効期間延長
現在3か月間から6か月間に延長されているが、10月入学に対応できるように9か月間から1年間の延長。
3. 入国制限緩和時の留学生早期入国の配慮
留学生は観光客と位置付けが異なるため、観光客とは区別した早期の入国制限緩和措置。(長期戦略を狙い、カナダ、オーストラリアを例にしてほしい。)
4. 留学生の積極的な受け入れ
提出書類の簡素化による積極的な受け入れ。例えば、海外での日本語試験中止により提出書類が揃わない場合でも受け入れる等。
5. 大学等の留学生進学先の受験情報早期提供
EJUやJLPTの中止により進学活動に強い不安があり、早期に受験要項等の提示を依頼。
6. 携帯電話の通信容量制限の特別な通信サービスを25才以上の学生も受けられるように要請する。

5月25日(月)16:00からの議連幹事会で追加要望書の提出がされます。



日本語学校ネットワーク 谷一郎副代表理事、全国各種学校日本語教育協会 森下明子理事には資料作成、要望の取りまとめ及び大手メディアからの取材対応では大変お世話になりました。

本協会の池田監事にも積極的なご意見を提案していただきました。皆様、有難うございます。

◆ 次回 オンライン会議 5月22日(金)

5月22日(金)に次回の会議を実施し、上記以外に

- ・新しい生活様式に対応した日本語教育業界のガイドライン
 - ・入国制限緩和後の自宅待機等の対応
 - ・コロナウイルス感染症の影響による進学・就職困難者の救済措置
 - ・9月入学の動きに対する要望
- についても協議します。

- ご要望のある方はぜひ 5月22日(金)午前11時までに会長までお知らせください。

深堀会長メールアドレス：fukabori@cbc.ac.jp



日本語教育機関が東日本大震災に続く大きな災禍の真っ只中ですが、学生が安心して学べる環境で学校に元気な声に戻り、皆様とも早くお会い出来ることを心より願っております。

2020年5月19日
全国専門学校日本語教育協会
ニュースレター担当